

日・インド包括的経済連携協定(IJCEPA)

(2011年2月16日署名、同年8月1日発効)

目次 強制規格、任意規格及び適合性評価手続(TBT)並びに衛生植物検疫措置(SPS)・・

日・インド包括的経済連携協定の概要



日・インド包括的経済連携協定の意義

アジア第3位の経済規模を有し、近年著しい経済成長を続けるインドとの間で、貿易の自由化・円滑化、投資の促進、関連分野の制度整備を図ることにより、ビジネス・チャンスの更なる拡大とともに、両国間の経済関係の一層の強化、ひいては日インド関係全体の緊密化が期待される。これにより、インドは日本最大の経済連携パートナーとなる。

交渉の経緯

2004年11月 日印共同研究会 (JSG) 立ち上げに 合意

<u>2005年7月</u> <u>~2006年4月</u> 4回のJSGを実施

<u>2006年12月</u> 交渉開始を決定

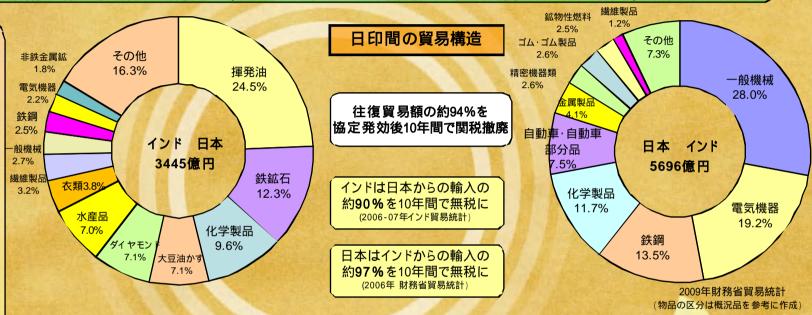
2007年1月 ~2010年9月 14回の正式会合と 多数の中間会合を 開催

> 2010年 9月 大筋合意

2010年 10月 交渉完了を宣言

2011年 2月 署名

2011年 8月 発効



日本側の市場アクセス改善

- □ 鉱工業品 ほぼ全ての品目について関税撤廃
- □ **農林水産品**: ドリアン、アスパラガス、とうがらし(生鮮・冷蔵)、スイートコーン(生鮮・冷蔵)、カレー、紅茶(3kg超・飲用)等の農産品、製材等林産品、えび・えび調製品、冷凍たこ、くらげ等水産品のアクセス改善

インド側の市場アクセス改善

- □ 鉱工業品:ギアボックス、ディーゼルエンジン、マフラー等の自動車部品、熱延鋼板、冷延鋼板、合金鋼、亜鉛めっき鋼板等の鉄鋼製品、DVDプレイヤー、ビデオカメラ等電気電子製品:部品等のアクセス改善
- □ 農林水産品:盆栽、ながいも、桃、いちご、柿等のアクセス改善



インド側の市場アクセス改善の概要

鉱工業分野

主要な日本側関心品目を例示

分野	品目	関税率*	交渉の結果
自動車部品	ギアボックス	12.5%	8年間で6.25%まで段階的引下げ
	ディーゼルエンジン	12.5%	6年間で5%まで段階的引下げ
	マフラー(消音装置)	10%	10年間で関税撤廃
鉄鋼製品	熱延·冷延鋼板	5%	5年間で関税撤廃
	合金鋼	5%	5年間で関税撤廃
	亜鉛めっき鋼板	5%	5年間で関税撤廃
電気電子製品	リチウムイオン電池	10%	10年間で関税撤廃
	DVDプレイヤー	10%	10年間で関税撤廃
	ビデオカメラ	10%	10年間で関税撤廃
一般機械	ブルドーザー	7.5%	10年間で関税撤廃
	トラクター	10%	10年間で関税撤廃

農林水産分野

品目	関税率*	交渉の結果	
盆栽	5%	5年間で関税撤廃	
ながいも	30%	10年間で関税撤廃	
桃	30%	10年間で関税撤廃	
いちご	30%	10年間で関税撤廃	
柿	30%	10年間で関税撤廃	



日本側の市場アクセス改善の概要

鉱工業分野

ほぼ全ての品目につき即時関税撤廃

農林水産分野

主要な品目

分野	交渉の結果 (カッコ内は現行関税率(*印は一般特恵税率))
農産品	 ▶ ドリアン(2.5%*)、アスパラガス(3%)は即時関税撤廃 ▶ とうがらし(生鮮・冷蔵)(3%)、スイートコーン(生鮮・冷蔵)(6%)は7年間で関税撤廃 ▶ カレー(3.6%*)、紅茶(3kg超・飲用)(2.5%*)は10年間で関税撤廃
林産品	製材(3.6%*)は即時関税撤廃
水産品	 えび(1-2%) は即時関税撤廃 冷凍たこ(5%*)は7年間で関税撤廃 えび調製品(3.2*-5.3%)及び〈らげ(7%)は10年間で関税撤廃



両締約国間における物品の貿易に影響を及ぼす締約国の措置(関税の賦課)に関し、内国民待遇の供与、関税の撤廃又は引下げ等を締約国に義務付ける。

本協定に基づき関税を撤廃し、 又は引き下げた原産品に対して、 両締約国の間においてのみとられ る二国間セーフガード措置の適用 のための規則を定める。

税関手続

原産地規則

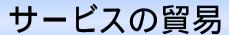


迂回貿易の防止の観点から、一般規則 としてより厳格なルール(関税番号変更 基準と付加価値基準の双方を満たす必要 あり)を採用しつつ、我が国が輸出関心 のある多くの産品については、より貿易 促進的なルールを採用した。

個別品目毎の関税分類の変更、原産資格割合(Q.V.C.)の割合及び特定の製造若しくは加工作業の要件は附属書2(品目別規則)に定めている。

本協定に基づ〈関税上の特恵待遇を付 与するために必要な原産地証明に係る証 明方法は第三者証明であり、詳細は、附属 書3(運用上の証明手続)に定めている。

税関手続の透明性を確保するとともに、税関手続の簡素化及び調和を通 じた貿易の円滑化及び効果的な取締りの確保のため、協力・情報交換を推進 することを規定。



両国間におけるサービス貿易の促進及びそれらに係る両国間での基本ルールの強化

サービス貿易の一層の自由化を 目的とし、WTOよりも高いレベルで 個別分野の自由化について約束。

基本電気通信の外資規制改善、 シングルブランド及びシングルブラン ドのフランチャイズの参入自由化、邦 銀による支店設置申請に対して好意 的配慮を払う旨の約束等。

市場アクセス義務及び内国民待遇義務に適合しない規制のリスト化に向けて努力することについて合意。

自然人の移動



短期の商用訪問者、企業内転勤者、独立の自由 職業家等の相手国への円滑な入国・一時的な滞 在及びそれに必要な手続等の透明性の確保

入国及び一時的な滞在に必要な手 続等の透明性及び円滑化・迅速化を 確保。

社会保障協定については、一定期間(3年)内の交渉等の完了を目的とし、事前協議及び締結交渉を行う。

インド人看護師・介護福祉士の将来 における受入れについては、協定発 効後に継続して協議(遅くとも協定発 効後2年以内に結論に達することを目 的とする。)。



強制規格、任意規格及び 適合性評価手続(TBT)並びに 衛生植物検疫措置(SPS)

照会所を指定し、小委員会を設置する。

後発医薬品の承認審査に関し、 他方の締約国からの申請に対し、国 内法令の要件を満たしている場合、 内国民待遇を与え、合理的な期間 内に手続を完了する。

相互承認に関する取決めに至る段階的アプローチについて定める。

政府調達

両締約国が自国の法令に従って 透明性を確保すること及び情報交換 を行うことにつき定めるとともに、他 方の締約国の物品、サービス及び 供給者に対し、自国の法令に従って 非締約国の物品、サービス及び供 給者に与える待遇よりも不利でない 待遇を与えることを定める。



③

投資家及び投資財産に対する投資財産設立前及び後の内国民待遇、投資設立後の最恵国待遇、特定措置の履行要求(パフォーマンス要求)の禁止等の規定による投資活動の更なる自由化及び促進。

投資

投資家対国の紛争解決手続、収用等に係る公正な補償、資金の移転等の規定による投資家及び投資財産の保護。

WTO協定水準を超える要素を持つ、知的財産の十分にして効果的かつ無差別的な保護を確保。

【WTO協定水準を超える規定の例】

- ·コンピュータ·プログラムを含む発明の 特許可能性
- ・広〈認識されている商標の更なる保護
- ・商標出願の早期審査

競争

反競争的な行為に関し、両国の競争当局が適切な措置をとること及び 規制分野で協力を行うことにつき定めるほか、競争法の適用に関する国 籍による無差別の原則、手続の公正な実施、及び実施に係る透明性の 促進を定める。

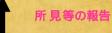
ビジネス環境の整備



インド政府 関係当局

合同委員会

(総則で規定)



ビジネス環境の整備に関する小委員会

構成:両締約国政府の代表者

両締約国の合意により、地方政府代表者及び民間部門を含むその他の関係団体の 代表者であって取り組まれる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請 することができる。

日本政府 関係当局 報告、勧告

所見の報告

報告、勧告

協議グループ(於:インド)

インド政府関係当局及び在インド日本大使 館代表者(JETRO、インド日本商工会 及びその他日本の民間部門の関連団体の代 表者並びにインド地方政府代表者を招請で きる。)

所見の報告

報告

苦情、

インド側連絡事務所

日本政府 が指定す る団体

苦情、照会の送付

絡を促進

苦情、照会への回 答の送付、必要な

日本の企業

協議グループ(於:日本) 日本政府関係当局及び在日本インド大使館 代表者(日本及びインドの民間部門の関連 団体の代表者を招請できる。)

所見の報告

所見の報告

報告 日本側連絡事務所

> 苦情、 照会

苦情、照会への回 答の送付、必要な 情報・助言の提供

インド政 府が指定 する団体

苦情、照会の送付

インドの企業

